

議案第 2 号

木曽広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について

木曽広域連合介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 29 日 提 出
木 曽 広 域 連 合 長 原 久 仁 男

令和 6 年 月 日 決
木曽広域連合議会議長 山 崎 隆 二

木曽広域連合介護保険条例の一部を改正する条例（案）

木曽広域連合介護保険条例（平成15年木曽広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
（保険料率） 第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）<u>第38条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>30,000円</u> (2) <u>令第38条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>45,600円</u> (3) <u>令第38条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>46,800円</u> (4) <u>令第38条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>60,000円</u> (5) <u>令第38条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>67,200円</u> (6) <u>令第38条第1項第6号</u>に掲げる者 <u>80,400円</u> (7) <u>令第38条第1項第7号</u>に掲げる者 <u>87,600円</u> (8) <u>令第38条第1項第8号</u>に掲げる者 <u>100,800円</u> (9) <u>令第38条第1項第9号</u>に掲げる者 <u>114,000円</u> (10) <u>令第38条第1項第10号</u>に掲げる者 <u>127,200円</u> (11) <u>令第38条第1項第11号</u>に掲げる者 <u>141,600円</u> (12) <u>令第38条第1項第12号</u>に掲げる者 <u>154,800円</u> (13) <u>令第38条第1項第13号</u>に掲げる者 <u>160,800円</u>	（保険料率） 第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）<u>第39条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>32,400円</u> (2) <u>令第39条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>48,000円</u> (3) <u>令第39条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>48,000円</u> (4) <u>令第39条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>57,600円</u> (5) <u>令第39条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>64,800円</u> (6) <u>令第39条第1項第6号</u>に掲げる者 <u>76,800円</u> (7) <u>令第39条第1項第7号</u>に掲げる者 <u>84,000円</u> (8) <u>令第39条第1項第8号</u>に掲げる者 <u>97,200円</u> (9) <u>令第39条第1項第9号</u>に掲げる者 <u>109,200円</u> (10) <u>令第39条第1項第10号</u>に掲げる者 <u>116,400円</u>

<u>2 第1項第1号に掲げる者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,200円</u>とする。</u> <u>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,200円」とあるのは、「33,600円」と読み替えるものとする。</u>	<u>2 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第6号イの連合の定める額は、<u>120万円</u>とする。</u> <u>3 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第7号イの連合の定める額は、<u>210万円</u>とする。</u> <u>4 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第8号イの連合の定める額は、<u>320万円</u>とする。</u> <u>5 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第9号イの連合の定める額は、<u>430万円</u>とする。</u> <u>6 第1項第1号に掲げる者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,400円</u>とする。</u> <u>7 第1項第2号に掲げる者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>32,400円</u>とする。</u> <u>8 第1項第3号に掲げる者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>45,600円</u>とする。</u>
---	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。